

クラインガルテン妙高 短期利用のご利用について

1. お申込みにあたって

(1) 利用期間

1 利用あたり最長 1 ヶ月以内

※同一人物の利用は 1 年に 1 回までとさせていただきます。

(2) 利用人数

1 名以上

(3) 利用料金

期間内一律：26,200 円（税込み）

※施設利用料（17,600 円）、光熱水費（基本料金分：7,700 円）、共益費（900 円）の合計。

※上記に加え、光熱水費使用量相当分の金額をいただきます。

※光熱水費について、料金改定により変更になる場合があります。

※申込時に、利用保証金として別途 10,000 円が必要です。

(4) 利用の制限

次のいずれかに該当すると判断された場合、ご利用いただけませんのでご了承ください。

- ①公の秩序や善良な風俗を乱す場合や、暴力団を利することとなると認められるとき。
- ②施設や附属設備、備品等を汚損、損傷、滅失する恐れがあると認められるとき。
- ③妙高市に住所を有するとき。

(5) 入居・退去のできない日について

年末年始（12月29日～1月3日）は、入居・退去手続きができません。

2. 利用する施設について

(1) 利用施設

クラインガルテン妙高 15号棟

(2) 設備・備品

【設備】

キッチン、風呂、トイレ、洗面所、IH クッキングヒーター、プロパンガス給湯器

【備品】

冷蔵庫、調理器具（鍋、フライパン）、食器、テーブル、掃除機、洗濯機、テレビ（20型）、電子レンジ

※冷暖房器具、電話、インターネット固定回線、Wi-Fi 設備はございません。

※寝具はご持参いただくか、寝具店等からレンタルいただく必要があります。レンタルご希望で、寝具店等がご不明な場合はお問い合わせください。

※その他の物品は、必要に応じてご持参ください。

3. ご利用の流れ

(1) お申込み

①事前確認

事前に利用希望日の空き状況の確認をお願いします。

②申込み受付期間

利用開始日の120日前から利用開始日の7日前まで

③必要書類

- ・妙高市滞在型市民農園モニター利用許可申請書
- ・妙高市滞在型市民農園利用料金減免申請書

※様式は「6. お申込み・お問合せ」中のホームページよりダウンロードいただくか、管理者までご請求ください。

④申込先

管理者へ郵送、FAX、メールで申請書を送付ください。

(2) 利用許可

利用開始日の当日、入居手続き時に利用許可書をお渡しします。

(3) 入居・退去手続き

①手続き場所

ハートランド妙高（妙高山麓都市農村交流施設）

②受付時間

【入居時】13時～16時

【退去時】9時～12時

③必要な物

身分証明書、利用保証金10,000円（退去時に設備、備品などに汚損、破損、紛失等がなければ全額返却します。）

④料金の支払い

【入居時】

利用料金26,200円と利用保証金10,000円の合計36,200円を、入居時に現金にてお支払いいただくか、事前のお振込みも可能です。

【退去時】

光熱水費の使用量相当分の料金を現金にてお支払いいただきます。

⑤入居前説明

利用に関する説明や、施設の案内等を行います。

⑥退去前清掃

清掃を行い、施設の原状回復をお願いします。完了後は、管理者の確認を受けてください。

4. 利用条件

(1) 施設の原状回復をすること

利用終了時、清掃等を行い、施設を利用前の状態へと復元してください。終了時の確認

の時までに、入居時を基準にして、汚れなどが無いように入念な清掃をお願いいたします。利用者によって現状復帰ができない事案が発生した場合は、現状復帰に係る費用、又はこれに相当する費用が利用保証金10,000円を超える場合は、不足する金額を請求します。

- (2) 施設や附属設備、備品等の汚損、損傷、滅失につながる行為をしないこと
- (3) 騒音、悪臭、振動等により、周辺地域に迷惑を及ぼさないこと
- (4) 施設の利用の権利を譲渡し、若しくは転貸をしないこと
- (5) アンケートの提出

利用終了時、モニター利用（短期利用）について、アンケートへのご協力をお願いいたします。

- (6) 入居時の状態

入居時は、前利用者による清掃実施の状態にてお渡しいたします。ハウスクリーニングや消毒作業は行っておりません。

- (7) ペットについて

建物内へのペットの持ち込みはできません。やむを得ずペットを飼育する場合は屋外にてお願いするとともに、騒音や悪臭などで他の利用者に迷惑がかかる場合は利用を停止します。ルールに反しペットを屋内に持ち込み、施設に汚損等が発生した場合は、修復のための費用と、修復の作業によって次月以降の利用料に損失が生じた場合の営業保証金等を請求する場合があります。

5. その他

- (1) 利用期間の変更について

- ・利用期間を変更したい場合、利用開始日の前日までにご連絡ください。
- ・利用開始後に利用期間を変更したい場合、届出が必要となりますのでご連絡ください。
この場合、お支払いいただいた料金は還付いたしませんのでご丁承ください。

- (2) 利用の取消しについて

次のいずれかに該当する場合、利用停止または許可を取消す場合があります。

この場合、利用者に生じた損害について、管理者はその責任を負いません。

- ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき
- ・利用に関する諸規定に違反したとき
- ・災害その他の事故により施設が利用できなくなったとき

- (3) 施設利用料金の還付について

- ・天災、修繕等、利用者に責任がない理由によって施設が利用できなくなった場合、利用することができなくなった日数分（理由が発生した日は除く）に相当する利用料金を還付いたします。
- ・光熱水費、共益費は還付の対象外です。
- ・還付を受けようとする場合は、届出が必要となりますので管理者までご連絡ください。

(4) 損害賠償等について

故意または過失により、施設や附属設備、備品等に汚損、損傷、滅失が生じた際は、原状回復または損害賠償を行っていただきます。併せて、届出が必要になりますので管理者へ申し出てください。

(5) ごみ処理について

滞在中のゴミ処理については、通常の利用者と同様に、妙高市指定のごみ処理方法に従い処理してください。処理方法は、分別方法や排出日を明記したカレンダーを設置していますので利用時にご確認ください。現地で処理できないものはお持ち帰りとなります。

6. お申込み・お問合せ

一般社団法人 妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会

- 管理事務所 ハートランド妙高（妙高山麓都市農村交流施設）
- 住所 〒949-2235 新潟県妙高市大字関山6186番地1
- 開館時間 9時～17時
- 休館日 12月29日～1月3日
- 連絡先 TEL：0255（82）3935
FAX：0255（82）3936
E-mail：info@myoko-gt.com
- ホームページ <http://kg.myoko-gt.com>

新潟県妙高市農林課農山村振興係

- 住所 〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号
- 連絡先 TEL：0255（72）5111（代表）
0255（74）0028（直通）
- ホームページ <https://www.city.myoko.niigata.jp/docs/164.html>